

令和7年度

仕様書

業務名称 篠路破碎工場ほか電気設備整備業務

札幌市環境局環境事業部白石清掃工場

I 委託業務の概要

1 業務名称

篠路破碎工場ほか電気設備整備業務

2 業務内容

本委託業務は、篠路破碎工場、分岐棟、ごみ貯留サロ、ごみ資源化工場、チップ工場の安定した稼働を確保することを目的とし、各設備及び機器の円滑かつ継続的な運転を図るための電気設備点検、整備、清掃を行うものである。

3 履行期間

契約日から令和8年1月30日まで

4 履行場所

札幌市北区篠路町福移153番地

札幌市篠路破碎工場、分岐棟、ごみ貯留サロ、ごみ資源化工場、チップ工場

5 設備概要（変圧器容量）

- | | | |
|---------------|--------|---|
| (1) 分岐棟（主電気室） | ：三相変圧器 | 6,600V/3,300V-3,000kVA×1、6,600V/210V-200kVA×1 |
| | 単相変圧器 | 6,600V/210-105V-50kVA×1 |
| (2) 篠路破碎工場 | ：三相変圧器 | 3,300V/420V-750kVA×1、400V/200V-75kVA×1 |
| | 単相変圧器 | 400V/210-105V-75kVA×1 |
| (3) ごみ貯留サロ | ：三相変圧器 | 3,300V/415V-500kVA×1 |
| | 単相変圧器 | 3,300V/210-105V-50kVA×1 |
| (4) ごみ資源化工場 | ：三相変圧器 | 3,300V/420V-500kVA×1、3,300V/210V-75kVA×1 |
| | 単相変圧器 | 3,300V/210-105V-100kVA×1 |
| (5) チップ工場 | ：三相変圧器 | 3,300V/210V-200kVA×1 |
| | 単相変圧器 | 3,300V/210-105V-50kVA×1 |

6 業務範囲

本共通仕様書、別紙「整備内容一覧表」及び図面（複写厳禁）のとおり。

7 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

8 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和5年版建築保全業務共通仕様書による。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届

1部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。また

は、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。

なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業ができないものとする。

- イ 業務責任者指定通知書 1 部
- ウ 業務責任者経歴書 1 部
- エ 業務日程表 1 部
- (2) 現場作業前に提出するもの
 - 事前に施設管理担当者に提出の上、承諾を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、承諾を得るまで作業ができないものとする。
 - ア 安全衛生管理体制表 1 部
安全管理体制・安全活動計画
 - イ 施工管理 1 部
 - (ア) 履行（施工）計画書
 - a 連絡体制・通報体制表
 - b 資格者名簿
 - c 仮設・搬入計画
 - (イ) 整備内容書
整備毎に整備手法、手順など詳細な作業手順を記載すること。
 - (ウ) 立会項目一覧表
施設管理者の立会を要する項目と予定日時を記載すること。
 - ウ 品質管理 1 部
 - (ア) 品質管理体制・社内検査体制表
 - (イ) 測定機器一覧
(使用予定測定機器の検査成績書及び校正履歴等の管理記録)
 - (ウ) 品質管理チェックシート
(自主検査で確認する項目・基準・精度の目標等を記したもの)
- (3) 現場作業中に提出するもの
 - 作業日報 1 部
- (4) 業務完了時に提出するもの
 - ア 提出図書目録 2 部
 - イ 整備報告書 2 部
整備毎に整理し、一括提出すること。
整備及び検査等に使用する測定機器等については、検査成績書及び校正履歴などの管理記録を併せて提出すること。
また、該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回交換推奨部品や点検推奨項目等を報告書に記載すること。
- ウ 業務記録写真
業務記録写真は、各整備の整備前、整備中、整備後を撮影して2部提出すること。
原則として印刷物及び電子媒体の両方を提出すること。印刷物の1部は両面カラーコピーとする。また、写真の整理は以下のとおりとする。
 - ・写真は、有効画素数が100万画素程度から300万画素程度（1200×900ピクセル程度から2000×1500ピクセル程度）のデジタル写真とする。
 - ・写真の大きさは、原則としてDSC（89×119）とする。
 - ・写真はA4S版以内のファイルに整理する。
 - ・プリンターはフルカラーで300dpi以上
 - ・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化の生じないもの
- エ 試験成績表（各種測定表を含む） 2 部

測定結果については、委託者が別途示す基準値及び許容値を併記し、良否判断が可能な構成とすること。

オ 業務完了届 1 部

- (5) 発注者の必要に応じて提出を求めるもの
名称及び提出時期は次のとおり。

ア 法定検査用図書（法定検査前） 1 部

イ 施設管理担当者との打合せ記録簿（打合せの都度） 1 部

ウ 異常報告書（速報）

各種測定記録時に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合にはただちに速報を提出すること。

- (6) 提出図書等の様式

提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。

2 検査に使用する測定器及び計装用計器（以下、「測定器等」という）

- (1) 検査に使用する測定器等は、校正又は点検調整済みの機器とし、事前に校正記録、検査成績書、点検表及び使用期限を明示した記録を提出し、施設管理担当者の承諾を受けること。
- (2) 測定器等は、その測定に必要とされる精度のものを使用すること。
- (3) 測定器等は十分な保管管理を行い、使用しない時は専用のケース及び場所に保管し損傷等による測定値の誤りのないようにすること。
- (4) 測定器等を損傷させた場合及び誤測定が発生した場合は、代替品により再測定を行うこと。この場合も(1)同様事前承諾を受けること。

3 適用法令

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。
- (2) その他適用法令及び適用規格
業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。
 - ア 日本産業規格
 - イ 内線規格
 - ウ 消防法
 - エ 建築基準法
 - オ 建設業法
 - カ その他関連法令、規格

4 業務条件

業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

- ・業務実施：日曜日
- ・業務時間：8時30分～17時00分

上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

- (1) 履行期間中の他予定業務・工事は特記による。
- (2) 施設内入退出について
施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

5 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。
なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 経歴書

エ 受託者との雇用関係を証明する書類等

健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が

読み取れるQRコード等を含む。)にマスキングを施した状態で提出すること。

- (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは、実際に整備作業（資材・機材の搬入、仮設作業等を含む）が行われている期間を示し、以下の期間を除く。
 - ・契約から現場施工に着手するまでの期間
 - ・整備作業が全面的に一時中止している期間
- (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。

6 業務担当者

- (1) 次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。
 - ア 電気主任技術者
 - イ 電気工事士
 - ウ ボイラー技士
 - エ 建築物環境衛生管理技術者
 - オ 圧力容器取扱作業主任者
 - カ 非破壊検査資格
 - キ ボイラー溶接士
 - ク 酸素欠乏危険作業主任者
 - ケ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - コ その他関連法令等上で必要となる資格

7 建物内外施設等の利用

- (1) 居室等の利用
下記のとおりとする。
 - ・篠路破砕工場付帯施設管理棟2F大会議室
 - ・ごみ資源化工場1F会議室
- (2) 資材置場、仮設事務所
資材置場、仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画すること。

8 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要な用地は、施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画し利用すること。

9 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。
- (2) 酸欠等作業場所
施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとともに、法律等関係法令を遵守し事故防止に努めること。

10 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

11 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

12 出入禁止箇所

業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

13 服装等

- (1) 業務関係者は、特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。
- (2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義

務付ける。

1 4 施設管理担当者の立会い

作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。

1 5 業務の立会い、確認

施設管理担当者の指示に従い、次の立会い、確認を受けること。

(1) 業務開始前

当該設備の現状を確認し、履行体制等の準備の後、原則として施設管理担当者の確認を受けること。

(2) 業務実施中

ア 自主検査

受託者は、各機器の整備終了次第チェックシート等により検査し、報告すること。

イ 段階確認ほか

各整備は、指定された期間内に実施するものとし、前述の自主検査を終了した後、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

なお、施設管理担当者より改善指示書が出された場合は指定する期日までに改善するとともに、当該箇所の改善報告書を提出し、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

1 6 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

1 7 その他

- (1) 作業は本仕様書に基づいて行い、部品等について明記のない場合及び汎用品を除き、部品等はメーカー純正品とし規格・型番等は厳格に守ること。
- (2) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。
- (3) 各機器整備後の試運転調整、完了条件は特記事項による。
- (4) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。

III 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）
- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）
- (4) 業務の実施に必要な事務所、エアシャワー室等の仮設設備
- (5) 業務の実施に必要な電気料金
- (6) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費
- (7) 文具等の事務消耗品
- (8) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 業務条件

本業務履行期間中における他予定業務、工事は次のとおりである。

- (1) ごみ資源化工場定期整備業務
- (2) ごみ資源化工場高圧進相コンデンサほか更新工事

3 仮設設備等及び作業動線養生

- (1) 事前に仮設計画書を提出し、施設管理担当者の承諾を得ること。
- (2) 通路の作業動線を養生すること。

4 緊急措置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告の上、処置方法を協議し対処すること。

5 完了確認

受託者は、各設備・機器の整備終了後、以下の（１）（２）の検査、並びに（３）の合格条件を満たしていることの確認を受けること。

（１） 個別機器の整備報告書等に基づく検査

（２） 試運転

個別機器の試運転検査

（３） 合格条件

ア 前述の検査において不具合、不良箇所が発見されない場合。

イ 前述の検査において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行い、補修方法等について協議するものとし、

（ア） その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。

（イ） その原因が受託者の責に帰するものでない場合。

6 環境負荷の低減

（１） 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

（２） 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。

（３） 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

（４） 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

（５） 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

7 その他

（１） 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。

（２） 疑義の発生についても前号と同様とする。

分岐棟・篠路破碎工場・ごみ貯留サイロ・ごみ資源化工場・チップ工場

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
1 分岐棟 (1/4)	1 高圧気中開閉器整備(屋外)	2～3	(1) 高圧気中開閉器の点検・清掃及び絶縁抵抗測定を行うこと。 【整備内容】 ○高圧気中開閉器（外観点検、観察点検） ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
	2 高圧配電盤整備	2～3	(1) 高圧配電盤の点検・清掃及び絶縁抵抗、接地抵抗測定を行うこと。 【対象配電盤】 〔高圧配電盤〕（10面） ●引込盤 ●受電盤 ●1次ごみ資源化工場棟饋電盤 ●管理棟・分岐棟饋電盤 ●管理棟・分岐棟電灯変圧器盤 ●管理棟・分岐棟動力変圧器盤 ●2次ごみ資源化工場棟他主幹盤 ●2次ごみ資源化工場棟饋電盤 ●2次破碎工場棟饋電盤 ●2次ごみ貯留ピット棟饋電盤 【整備内容】 ○配電盤（外観点検、観察点検） ・配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ・点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ・操作バー・ボタン、切替スイッチ等の破損及び取付け状況の良否を確認する。 ・各盤内部の床、各機器表面、機器仕切り板等の汚損部を掃除機等を使用して清掃を行う。 ・母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・機器の据付け及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・配線符号（マークアップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 ・盤内照明の点灯の良否を確認する。 ○外部配線（ケーブル等の配線） ・ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ・端子部及び分岐接続部の緩み等の有無を点検する。 ・ケーブル支持材（結束材を含む。）の緩み等の有無を点検する。 ・垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。 ・ケーブルの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
分岐棟 (2 / 4)		○断路器 ・機器外面の汚損、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ○高圧交流負荷開閉器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ○計器用変成器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・電線貫通形の変流器は、貫通部のき裂、変色等の有無を点検する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。 ○指示計器・保護継電器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。 ・保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示を確認する。 ○低圧開閉器類 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。 ○その他盤内取付部品 ・損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・端子の緩み、配線切れ、端子破損の有無を点検する。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
分岐棟 (3 / 4)		2～3	(2) 真空遮断器の点検・清掃・整備・給油等の軽微な回復措置として普通点検を実施する。 【対象機器】 ● 真空遮断器 52F21、52F31 【整備内容】 ○ 真空遮断器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態、配線接続状態、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を確認する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注入する。 ・真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。 ・真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を確認する。
	3 シーケンス点検	2～3	(1) インターロック試験を行い、設備に支障のないことを確認すること。 【整備内容】 ○ 操作連動試験 ○ 保護連動試験
	4 保護継電器整備	2～3	(1) 保護継電器の動作試験、調整を行うこと。 【対象機器】 ● 受電盤 (2台) 51R 27R ● 1次ごみ資源化工場棟饋電盤 (2台) 51F1 67GF1 ● 管理棟・分岐棟饋電盤 (1台) 51F2 ● 2次ごみ資源化工場棟他主幹盤 (1台) 51R1 ● 2次ごみ資源化工場棟饋電盤 (2台) 51F11 67GF11 ● 2次破碎工場棟饋電盤 (2台) 51F21 67GF21 ● 2次ごみ貯留ピット棟饋電盤 (2台) 51F31 67GF31 ● 管理棟・分岐棟電灯変圧器盤、管理棟・分岐棟動力変圧器盤 (2台) ELR22L ELR22P

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
分岐棟 (4/4)	5 保安用電源及び緊急用電源対策	2~3	(1) 全停電作業時には保安用電源及び緊急用電源対策として、仮設電源設備(1Φ3W 100/200V)を設置し、電灯盤に電源を供給すること。 【仮設電源供給先】 ●分岐棟電気室電灯盤 ●管理棟2F : L-2電灯分電盤、2階電灯開閉器盤
	6 変圧器整備	2~3	(1) 乾式変圧器 3 台の目視点検・清掃を行う。 【対象機器】 ●ごみ資源化工場棟他変圧器 (3φ3W、6600/3300V、3000kVA) ●管理棟・分岐棟電灯変圧器 (1φ3W、6600/210-105V、50kVA) ●管理棟・分岐棟動力変圧器 (3φ3W、6600/210V、200kVA)

分岐棟・篠路破碎工場・ごみ貯留サイロ・ごみ資源化工場・チップ工場			
整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
2	1 高圧・低圧配電盤整備	4～7	(1) 高圧・低圧配電盤の点検・清掃及び絶縁抵抗、接地抵抗測定を行うこと。 【対象配電盤】 〔高圧配電盤〕（6面） ●高圧引込盤 ●高圧受電盤 ●高圧饋電盤 ●高圧動力盤 ●100kVAコンデンサ開閉器盤 ●200kVAコンデンサ開閉器盤 〔低圧配電盤〕（13面） ●コントロールセンター盤1～13 【整備内容】 ○配電盤（外観点検、観察点検） ・配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ・点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ・操作バー・ボタンの切替スイッチ等の破損及び取付け状況の良否を確認する。 ・各盤内部の床、各機器表面、機器仕切り板等の汚損部を掃除機等を使用して清掃を行う。 ・母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・機器の据付け及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・配線符号（マークアップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 ・盤内照明の点灯の良否を確認する。 ○外部配線 （ケーブル等の配線） ・ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ・端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ・ケーブル支持材（結束材を含む。）の緩み等の有無を点検する。 ・垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。 （バスダクト） ・接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。 ・接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。 （ケーブルラック・配管） ・ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ○断路器 ・機器外面の汚損、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
篠路 破砕 工場 (2 / 4)			・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ○計器用変成器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・電線貫通形の変流器は、貫通部のき裂、変色等の有無を点検する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。 ○指示計器・保護継電器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。 ・保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示を確認する。 ○低圧開閉器類 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。 ○その他盤内取付部品 ・損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・端子の緩み、配線切れ、端子破損を点検する。 (2) 真空遮断器、真空電磁接触器の点検・清掃・整備・給油等の軽微な回復措置として普通点検を実施する。 【対象機器】 ●真空遮断器 52MC ●真空電磁接触器 88SC1 【整備内容】 ○真空遮断器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態、配線接続状態、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を確認する。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
篠路 破 碎 工 場 (3 / 4)			・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注入する。 ・真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。 ・真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を確認する。 ○真空電磁接触器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態、配線接続状態、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・接触器の開閉表示及び開閉動作の良否を確認する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注入する。 ・真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。 ・真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を確認する。
	2 シーケンス点検	4～7	(1) インターロック試験を行い、設備に支障のないことを確認すること。 【整備内容】 ○操作連動試験 ○保護連動試験
	3 保護継電器整備	4～7	(1) 保護継電器の動作試験、調整を行うこと。 【対象機器】 ● 破碎工場電力監視盤 (11台) ・高圧受電盤：51MC(2要素型) 27K6 51GJ6 ・高圧動力盤：51HKJ3 51HKK3 ・高圧饋電盤：51TRJ4 51TRK4 ・200kVAコンデンサ開閉器盤：51SC1J1 51SC1K1 ・100kVAコンデンサ開閉器盤：51SC2J2 51SC2K2
	4 変圧器ほか設備整備	4～7	(1) 変圧器 3 台の目視点検・清掃を行う。 【対象機器】 ● 高圧用変圧器 (3φ3W、3300/420V、750kVA) ● 動力用変圧器 (3φ3W、400/200V、75kVA) ● 照明用変圧器 (1φ3W、400/210-105V、75kVA) (2) 進相コンデンサ 3 台、直列リアクトル 3 台の目視点検・清掃を行う。 【対象機器】 ● 進相コンデンサ100kvar ● 進相コンデンサ200kvar ● 進相コンデンサ300kvar ● 直列リアクトル6kvar ● 直列リアクトル12kvar ● 直列リアクトル18kvar

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
篠路 破砕 工場 (4 / 4)	5 直流電源装置 整備	4～7	(1) 直流電源装置の点検・清掃及び絶縁抵抗、接地抵抗測定を行うこと。 【対象設備】 〔直流電源設備〕（1面） ●整流器部 ●蓄電池部 【整備内容】 ○整流器部 （外観等点検） ・外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ・各部品汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異常音、異臭等の有無を点検する。 ・固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。 ・内部配線及び端子部の劣化、端子接続部の緩みの有無を点検する。 （機能点検） ・次の値を測定し、その良否を確認する。 「交流入力電圧」、「浮動充電電圧」、「負荷電圧」 「出力電流及び負荷電流（盤面計器による）」 ・開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態の確認をする。 ・過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等設定値及び動作確認をする。 ・自動回復充電の動作確認をする。 ・実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替えることの確認をする。 （絶縁抵抗・接地抵抗） ・次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 「一次主回路～大地間」、「二次主回路～大地間」 「一次主回路～二次主回路間」 ・接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 ○蓄電池部 （外観等点検） ・全セルについて、電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無と蓄電池の交換時期を確認する。 ・封口部のはがれ、き裂等の有無を確認する。 ・全セルについて、電解液量の確認、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を確認する。 ・架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 ・蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を確認する。 ・蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損と腐食の有無を確認する。 （機能点検） ・浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ・浮動充電中の電解液比重及び温度測定を行い、その良否を確認する。 ・上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを点検する。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
3	1 高圧・低圧配電盤 整備	5～9	(1) 高圧・低圧配電盤の点検・清掃及び絶縁抵抗測定を行うこと。 【対象配電盤】 〔高圧配電盤〕（4面） ●ごみサイロ高圧引込受電盤 ●ごみサイロ動力・照明変圧器饋電盤 ●ごみサイロ動力変圧器盤 ●ごみサイロ照明変圧器盤 〔低圧配電盤〕（1面） ●低圧配電盤 【整備内容】 ○配電盤（外観点検、観察点検） ・配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ・点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ・操作バー・ボタン、切替スイッチ等の破損及び取付け状況の良否を確認する。 ・各盤内部の床、各機器表面、機器仕切り板等の汚損部を掃除機等を使用して清掃を行う。 ・母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・機器の据付け及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・配線符号（マークアップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 盤内照明の点灯の良否を確認する。 ○外部配線 （ケーブル等の配線） ・ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ・端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ・ケーブル支持材（結束材を含む。）の緩み等の有無を点検する。 ・垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。 （ケーブルラック・配管） ・ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ○断路器 ・機器外面の汚損、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。

	整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
ごみ貯留サイロ(2/3)		5~9	○計器用変成器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・電線貫通形の変流器は、貫通部のき裂、変色等の有無を点検する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。 ○指示計器・保護継電器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。 ・保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示を確認する。 ○低圧開閉器類 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。 ○その他盤内取付部品 ・損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・端子の緩み、配線切れ、端子破損を点検する。 (2) 真空遮断器の点検・清掃・給油等の軽微な回復措置として普通点検を実施する。 【対象機器】 ●真空遮断器 52T1 【整備内容】 ○真空遮断器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態、配線接続状態、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を確認する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注入する。 ・真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。 ・真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を確認する。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
ごみ貯留サイロ (3/3)	2 シーケンス点検	5～9	(1) インターロック試験を行い、設備に支障のないことを確認すること。 【整備内容】 ○操作連動試験 ○保護連動試験
	3 保護継電器整備	5～9	(1) 保護継電器の動作試験、調整を行うこと。 【対象機器】 ●ごみ貯留サイロ電力監視盤（8台） 高圧引込受電盤：51Rr 51Rt 27R 51GR 饋電盤：51T1r 51T1t 51T2r 51T2t
	4 変圧器整備	5～9	(1) 変圧器 2 台の目視点検・清掃を行う。 【対象機器】 ●ごみサイロ動力用変圧器（3φ3W、3300/415V、500kVA） ●ごみサイロ照明用変圧器（1φ3W、3300/210-105V、50kVA）

分岐棟・篠路破碎工場・ごみ貯留サイロ・ごみ資源化工場・チップ工場

	整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
4 ごみ資源化工場 (1/4)	1 高圧・低圧配電盤整備	10~12	(1) 高圧配電盤の点検・清掃及び絶縁抵抗、接地抵抗測定を行うこと。 【対象配電盤】 〔高圧配電盤〕（23面） ●引込盤 ●受電盤 ●母線接続盤 ●チップ工場饋電盤 ●No.1コンデンサ盤 ●No.2コンデンサ盤 ●No.3コンデンサ盤 ●No.4コンデンサ盤 ●饋電盤1 ●饋電盤2 ●饋電盤3 ●照明TR盤 ●200V TR盤 ●M-G高圧盤(2ライン) ●M-G高圧盤(逆転盤) ●動力盤M-B(No.1ライン) ●M-M高圧盤(成形ライン)成形ライン成形機(1)～(5) ※盤面数(5面) ●M-O高圧盤(共用ライン) 集塵機(1)～(2)用排風機 ※盤面数(2面) 〔低圧配電盤〕（15面） ●計器盤1 ●計器盤2 ●計器盤3 ●ITV照明盤 ●シーケンサー盤1 ●シーケンサー盤2 ●中継端子盤 ●照明主幹盤 ●200V動力主幹盤 ●400V動力主幹盤 ●400V動力分岐盤1 ●400V動力分岐盤2 ●No.1集塵設備動力盤 ●No.2集塵設備動力盤 ●動力盤M-O(低圧盤) 【整備内容】 ○配電盤（外観点検、観察点検） ・配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ・点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ・操作バー・ボタ、切替スイッチ等の破損及び取付け状況の良否を確認する。 ・各盤内部の床、各機器表面、機器仕切り板等の汚損部を掃除機等を使用して清掃を行う。 ・母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・機器の据付け及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・配線符号（マークアップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 ・盤内照明の点灯の良否を確認する。 ○外部配線 （ケーブル等の配線） ・ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ・端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ・ケーブル支持材（結束材を含む。）の緩み等の有無を点検する。 ・垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。 （バスダクト） ・接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。 ・接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。

	整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
ごみ資源化工場（2 / 4）			（ケーブルラック・配管） ・ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ○断路器 ・機器外面の汚損、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ○高圧交流負荷開閉器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ○計器用変成器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・電線貫通形の変成器は、貫通部のき裂、変色等の有無を点検する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。 ○指示計器・保護継電器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。 ・保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示を確認する。 ○低圧開閉器類 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。 ○その他盤内取付部品 ・損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・端子の緩み、配線切れ、端子破損を点検する。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
ごみ資源化工場（3 / 4）		10～12	(2) 真空遮断器、真空電磁接触器の点検・清掃・整備・給油等の軽微な回復措置として普通点検を実施する。 【対象機器】 ●真空遮断器 52R ●真空電磁接触器 88M1、88M2 【整備内容】 ○真空遮断器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態、配線接続状態、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を確認する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注入する。 ・真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。 ・真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を確認する。 ○真空電磁接触器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、汚損、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態、配線接続状態、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・接触器の開閉表示及び開閉動作の良否を確認する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注入する。 ・真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。 ・真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を確認する。
	2 シーケンス点検	10～12	(1) インターロック試験を行い、設備に支障のないことを確認すること。 【整備内容】 ○操作連動試験 ○保護連動試験
	3 保護継電器整備	10～12	(1) 保護継電器の動作試験、調整を行うこと。 【対象機器】 ●計器盤1 （5台） 受電盤：51RR 51RT 27R 64R 67R

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
ごみ資源化工場 (4 / 4)			●計器盤2 (8台) 動力盤M-B・M-G : 51M1 67M1 動力盤M-M(1) : 51M2 67M2、動力盤M-M(2) : 51M3 67M3 動力盤M-O : 51M4 67M4 照明・200V動力トランス : 51T12、400V動力トランス : 51T3 No.1コンデンサ : 51C1、No.2コンデンサ : 51C2、No.3コンデンサ : 51C3 No.4コンデンサ盤 : 51C4 ●チップ工場饋電盤 (2台) 51M5 51G5 ●M-G高圧盤 (2台) No.2L破碎機 : 正転盤(F) 逆転盤(R) ●動力盤M-B (2台) No.1L破碎機 : 51B1H1 57B1H1 ●動力盤M-M (5台) 成形機1～5号 : 51MH1 51MH2 51MH3 51MH4 51MH5 ●動力盤M-O (2台) No.1、2排風機 : 510KH2 510KH1
	4 変圧器整備	10～12	(1) 変圧器 3 台の目視点検・清掃を行う。 【対象機器】 ●ごみ資源化工場照明用変圧器 (1φ3W、3300/210-105V、100kVA) ●ごみ資源化工場200V用変圧器 (3φ3W、3300/210V、75kVA) ●ごみ資源化工場400V用変圧器 (3φ3W、3300/420V、500kVA)

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
5	1 高圧・低圧配電盤 整備	13～14	(1) 高圧配電盤の点検・清掃及び絶縁抵抗、接地抵抗測定を行うこと。 【対象配電盤】 〔高圧配電盤〕（5面） ●受電盤 ●饋電盤 ●動力変圧器盤 ●照明変圧器盤 ●高圧粉碎機起動盤 〔低圧配電盤〕（2面） ●動力盤 ●照明盤 【整備内容】 ○配電盤（外観点検、観察点検） ・配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ・点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ・操作バー・ボタン、切替スイッチ等の破損及び取付け状況の良否を確認する。 ・各盤内部の床、各機器表面、機器仕切り板等の汚損部を掃除機等を使用して清掃を行う。 ・母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・機器の据付け及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・配線符号（マークアップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 ・盤内照明の点灯の良否を確認する。 ○外部配線 （ケーブル等の配線） ・ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ・端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ・ケーブル支持材（結束材を含む。）の緩み等の有無を点検する。 ・垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。 （ケーブルラック・配管） ・ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ○断路器 ・機器外面の汚損、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ○高圧交流負荷開閉器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・開閉器の入・切操作を行い、その良否を確認する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。 ・操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
チップ工場 (2/2)		13~14	○計器用変成器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・電線貫通形の変流器は、貫通部のき裂、変色等の有無を点検する。 ・電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。 ○指示計器・保護継電器 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。 ・保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示を確認する。 ○低圧開閉器類 ・機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体の取付状態及び配線接続状況の良否を確認する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。 ○その他盤内取付部品 ・損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・端子の緩み、配線切れ、端子破損を点検する。
	2 シークンス点検	13~14	(1) インターロック試験を行い、設備に支障のないことを確認すること。 【整備内容】 ○操作連動試験 ○保護連動試験
	3 保護継電器整備	13~14	(1) 保護継電器の動作試験、調整を行うこと。 【対象機器】 ●受電盤 (3台) 51 27 67G1 ●饋電盤 (1台) 67G2
	4 変圧器整備	13~14	(1) 変圧器 2 台の目視点検・清掃を行う。 【対象機器】 ●チップ工場動力用変圧器 (3φ3W、3300/210V、200kVA) ●チップ工場照明用変圧器 (1φ3W、3300/210-105V、50kVA)